

広島県告示第五百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、狩猟者登録手数料及び狩猟税相当現金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十七年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者	名 称	一般社団法人 広島県猟友会
	住 所	広島市中区上八丁堀八番三三 号
委託した年月日 （委託期間）	平成二十七年九月二五日 （平成二十七年九月二五日～ 平成二十八年三月二四日）	